

CHECK

浦添年金事務所で聞きました！



予約で
スムーズな相談を

浦添年金事務所
お客様相談室 室長

花城 智子

資格期間が10年に短縮されたことにより窓口の受付人数が増えてきています。予約せずに来てしまうと2時間以上待つ場合や別の日に来所してもらうこともあります。予約をしていただくことで待ち時間を減らし、スムーズに対応することができますので、事前に予約の上、お越しください。以前、記録の確認をして25年に満たないと諦めていた人が、10年短縮の請求書が届き、驚いて問い合わせをしてきたこともあります。実際に年金記録を確認してみると資格期間を満たしている人もいますので、まずは記録確認をして気になることがあればお気軽にご相談ください。



「あの時
しておけば」と
ならないために

浦添年金事務所
国民年金課 課長

江原 岳人

沖縄県は国民年金の納付率が全国で最下位となっていて、特に加入したばかりの20代の納付率が低くなっています。あの時納付や免除の申請をしておけばよかったとにならないように、若い世代にも年金制度を理解してもらいたいです。「年金」をもらう世代になってから考えるのではなく、納付や免除したことが将来や万が一のときの年金に繋がること。また、年金が自分の年金だけでなく世代間の相互扶助になっている、沖縄でいうゆいまーるのしくみとなっていることも知ってもらいたいですね。

年金記録を確認することで 年金が受け取れることも！

持ち主のわからない年金記録が、今なお約 2,000 万件残っています。この中に
ご自身の記録があった場合は年金を受け取れることがあります。
特に、①旧姓の人や読み間違えやすい名前の人、②本来とは異なる生年月日や名前で届出された可能性がある人は、年金事務所へご相談ください。

年金についての問い合わせ

“年金請求書”が届いたら、「ねんきんダイヤル」で予約の上、手続きを！

▼一般的な年金相談についての問い合わせ、ご予約の申し込み

ねんきんダイヤル

0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03-6700-1165 (一般電話)

▼提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認等について問い合わせ
【浦添年金事務所】浦添市内間 3-3-25 ☎ 098-877-0343 ※電話は自動音声で案内します。



ねんきんネット

ねんきんネット

検索

PC・スマートフォンで24時間いつでもどこでも確認できます。



黄色の
封筒です。

10年短縮の対象者には
日本年金機構から年金請求書を送付しています。

納付に困ったときには… 免除・猶予制度を活用しよう！

「未納」と「免除・猶予」では大違い！

平成 29 年度の国民年金保険料は月 16,490 円です。その保険料を納めることができないからといって、そのまま未納でいると年金を受け取ることができなくなってしまう。所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができないときは、申請すると保険料が免除又は猶予される制度があります。

保険料免除・納付猶予を受けた期間は、年金を受け取るための資格期間に含まれます。ただし、一部免除の場合、免除されていない部分の納付がないと未納と同じ扱いになります。



市民課 国民年金係 伊志嶺 佑介

学生納付特例

在学中の保険料納付が
猶予されます。

学生納付特例の期間は、年金を受け取るため期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

所得審査対象
本人

納付猶予制度

50 歳未満の人の保険料
納付が猶予されます。

納付猶予の期間は年金を受け取るため期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

所得審査対象
本人・配偶者

免除制度

一定の所得以下の人は保険料の
全額や一部が免除されます。

全額免除や一部免除を受けた期間のある場合、保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢基礎年金額が少なくなります。

所得審査対象
本人・配偶者・世帯主

ねんきん 知識

（ 沖縄特例制度 ）

沖縄の国民年金は他都道府県より9年遅れ、昭和45年4月1日に始まりました。そのため本土に住んでいた人と比べ、国民年金の加入期間を満たすことが出来ませんでした。そこで、この9年の差を埋めるために出来たのが「沖縄特例措置」です。

この「沖縄特例措置」は申出書を提出するだけで、受給期間はもちろん、年金額も増額できる制度です。昭和36年4月から昭和45年3月までの間に沖縄に住んでいた期間（20歳未満の期間は除く。）が該当期間で、保険料免除期間とみなされます。

該当しそうな人は、市役所国民年金係または年金事務所までご相談ください。

（ 追納ができる ）

「免除・猶予・特例」を申請して適用された期間は、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。追納した期間は、受給額算出の際の保険料を納めた期間として計算されます。

（ 前納（前払い）がおトク ）

国民年金保険料を、前納（前払い）することができます。

毎月納付

16,490 円 × 12ヵ月 = 197,880 円

1 年度分前納（現金納付）

割引！

197,880 円 **－3,510 円** = 194,370 円

1 年度分前納（口座振替）

さらに割引！

197,880 円 **－4,150 円** = 193,730 円